

大阪大学国際公共政策学会会則

(名称)

第1条 本会は、大阪大学国際公共政策学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、国際公共政策に関する会員相互の学術研究交流を促進し、及び大阪大学大学院国際公共政策研究科における研究教育を支援することによって、国際公共政策研究の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 紀要『国際公共政策研究』（電子版）の発行
- 二 大阪大学大学院国際公共政策研究科の行う事業に対する援助
- 三 その他評議員会が適当と認めた事業

(構成員)

第4条 本会は、普通会员、学生会員及び賛助者で構成される。構成員である期間は、4月1日から翌年3月31日の1年間（4月会員）、又は10月1日から翌年9月30日の1年間（10月会員）のいずれかとする事ができる。

2 次に掲げる者は、普通会员となる事ができる。

- 一 大学及び研究機関の教授、准教授、講師、助教及び研究員等
- 二 大学の修士課程を修了した者及び博士課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上退学した者（以下「単位修得満期退学者」という。）

三 その他評議員会が承認した者

3 大学院修士課程及び博士課程の学生は、学生会員となる事ができる。

4 本会の事業を賛助する者は、賛助者となる事ができる。

(構成員の権利)

第5条

会員は、『国際公共政策研究』の投稿者となる事ができる。

2 会員は、評議員会が定める条件に従い、第3条第3号が掲げる事業に参加する事ができる。

3 賛助者は、本会ホームページにおいて氏名及び所属機関等の情報を記載する事ができる。

(会費)

第6条 会員は、評議員会が定めるところに従って、会費を納めなければならない。

(会費滞納者に対する措置)

第7条 前条の会費を滞納する者に対する措置は、評議員会において定める。

(会長)

第8条 会長は、大阪大学大学院国際公共政策研究科長をもってあてる。

2 会長は、本会の会務を総理し、本会を代表する。

(組織)

第9条 本会に次の組織を置く。

一 総会

二 評議員会

三 運営委員会

(総会)

第10条 総会は、すべての会員をもって組織する。

2 総会は、毎年1回開催するほか、評議員会が必要と認めたときに開催する。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、本会の会計及び監査その他本会の活動に関する報告を受ける。

(評議員会)

第11条 本会の運営は、評議員会の議決によって行う。

2 評議員は、大阪大学大学院国際公共政策研究科の教授、准教授、講師及び助教並びに学生会員若干名をもってあてる。

3 評議員会は、前項に掲げる者以外の者を評議員とすることができる。

4 評議員長は、会長をもってあてる。

5 評議員会の定足数、議決の方法その他会議の運営に関する事項は、評議員会において定める。

6 評議員会は、この会則が定めるもののほか、本会の運営に必要な細則を定めることができる。

(運営委員会)

第12条 本会の日常の会務を遂行するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、評議員長、会計委員及び監査委員並びに企画・編集など本会の運営に必要なその他の委員をもって組織する。

3 前項の委員（評議員長を除く。）は、評議員会の承認を得て、評議員のうちから評議員長が任命する。

4 会計委員は、本会における会計の会務を遂行する。

5 監査委員は、本会における会計及び会務の執行を監査する。

6 委員（評議員長を除く。）の任期は、2年とする。会計委員及び監査委員は、引き続いて再任されることはできない。

7 本会は、評議員会の承認を得て、編集委員会をおくことができる。

(事務所)

第 13 条 本会の事務所は、大阪大学大学院国際公共政策研究科内に置く。

(会則の改正)

第 14 条 この会則の改正は、評議員会の議決によって行う。

附則

この会則は 2008 年 2 月 18 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この会則は 2016 年 1 月 15 日から施行する。

細則及び申し合わせ

(1) 大阪大学国際公共政策学会 会費規定 (2015 年 12 月 17 日、第 2 回評議員会承認)

本会の会費は、次の通りとする。

- 一 普通会员 年額 10,000 円
- 二 学生会員 博士後期課程在籍者 年額 8,000 円
博士前期課程在籍者 年額 5,000 円
- 三 賛助者 年額 10,000 円

(2) 大阪大学国際公共政策学会 評議員会議事規定 (1998 年 5 月 21 日、第 1 回評議員会承認)

(定足数)

第 1 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることはできない。

(議決)

第 2 条 評議員会が、その議決を投票によって行う場合には、出席し、投票する評議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、評議員長の決するところによる。

(3) 大阪大学国際公共政策学会 評議員 (学生会員) 選定方法に関する申し合わせ (1998 年 5 月 21 日、第 1 回評議員会申し合わせ)

学生会員たる評議員は、学生会員から正当に推薦された者 2 名をもってあてることを原則とする。